電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（定義等） **第二条**　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。 ［一～五十一の二　略］ 五十一の三　「ＧＢＡＳ」とは、地上から航空機に対し、無線測位衛星からの測位情報の精度及び安全性を向上させる補強信号並びに進入降下経路情報を送信し、航空機を安全に滑走路へ誘導する無線航行方式をいう。 ［五十二～九十三　略］ ［２　略］ **第十三条**　簡易無線局の周波数及びその空中線電力は、別に告示する。 ［２　略］ ３　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン又はＶＯＲを使用する無線局及びＩＬＳ、ＭＬＳ、ＡＴＣＲＢＳ又はＧＢＡＳの無線局の周波数は、別表第二号の三に定めるとおりとする。 **別表第二号の三**　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン又はＶＯＲを使用する無線局及びＩＬＳ、ＭＬＳ、ＡＴＣＲＢＳ又はＧＢＡＳの無線局の周波数（第13条第３項関係） ［(1)～(4)　略］ (5)　ＧＢＡＳの無線局の周波数 108.025MHz以上117.95MHz以下の周波数のうち108.025MHz及び108.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（定義等） **第二条**　［同上］ ［一～五十一の二　同上］ ［新設］ ［五十二～九十三　同上］ ［２　同上］ **第十三条**　［同上］ ［２　同上］ ３　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン又はＶＯＲを使用する無線局及びＩＬＳ、ＭＬＳ又はＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数は、別表第二号の三に定めるとおりとする。 **別表第二号の三**　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン又はＶＯＲを使用する無線局及びＩＬＳ、ＭＬＳ又はＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数（第13条第３項関係） ［(1)～(4)　同左］ ［新設］

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号の二第７　航空機局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［１枚目　略］	**別表第二号の二第７**　航空機局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［１枚目　同左］